

高石市立高石小学校 学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等のための基本方針

1. 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人ひとりの小さな変化も見逃さず、迅速に対応することが必要となる。同時に「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」との基本的な認識に立つことが必要である。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 学校及び学校の教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者をはじめ関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

4. いじめ防止のための組織

(1)名称

「いじめ対策委員会」

(2)構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主担、養護教諭、支援C o、人権教育担当教員、担任

(3)役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

5. 年間計画

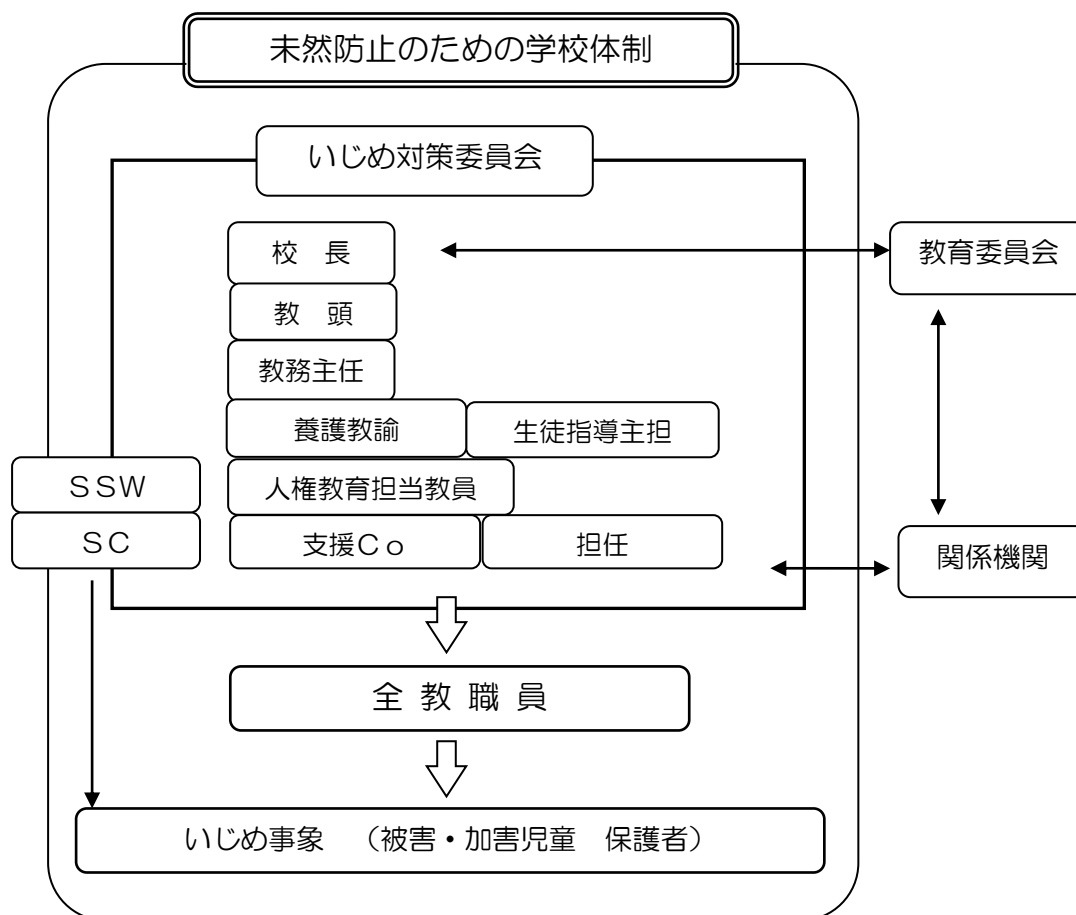
本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

高石小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年（低学年）	3・4年（中学年）	5・6年（高学年）	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会 （年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	教育相談期間 スマイルフレンズ活動 遠足	教育相談期間 スマイルフレンズ活動 遠足	教育相談期間 スマイルフレンズ活動 校外学習	毎職員会議において、気づきと情報共有の時間を設ける
6月	子ども理解研修 ペア学級交流	子ども理解研修 ペア学級交流	子ども理解研修 ペア学級交流	各学級の児童理解と取組についての話し合いと、教職員間での共通理解
7月	子どもまつり いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	子どもまつり いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	子どもまつり いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	アンケート結果の検証 第2回委員会（進捗確認）
8月	教育相談期間	教育相談期間	教育相談期間	教育相談週間
9月			5年林間学校	
10月			6年修学旅行	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
11月	校内音楽会	校内音楽会	校内音楽会	
12月	いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	アンケート結果の検証 第4回委員会（状況確認）
1月	ペア学級交流	ペア学級交流	ペア学級交流	
2月	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	
3月			6年お別れ遠足	アンケート結果の検証 第5回委員会（年間の取組みの検証・次年度の検討）

第2章. いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちが主体的にいじめ防止活動を推進する。

1. いじめ防止のための学校体制



2. いじめの防止のための措置

- (1) 教職員は、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」について校内研修等を行うことにより、いじめについての共通理解と資質向上を図る。児童に対しては、「いじめは許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識や集団の在り方等についての学習を深めるため、学校教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、指導上注意しなくてはならないのは、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことである。

そのため、教員の指導力向上を図り、分かりやすい授業づくり、集団づくりを進めることが必要である。

- (4) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童会で校内のいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。
- (5) いじめを防止する観点から、研修等を通じて教職員のカウンセリングマインドや資質の向上に努める。

第3章 いじめの早期発見

1. いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの実態把握

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査・教育相談を実施する。

- ① 定期的なアンケートは、年間3回、毎学期中後半に行うものとする。
- ② 教育相談（個人面談）としては、学期ごとの保護者懇談会（学級懇談・個人懇談）はもちろんのこと、必要に応じて児童、保護者ともに随時行うものとする。
- ③ 日常の観察として、児童のわずかな変化・兆候をも見逃さないよう、常に「いじめ防止」「早期発見」の目をもつよう、教職員の共通理解を図る。

- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭と一体となって取り組むことの重要性についての認識を広める。また、児童・保護者が抵抗なく相談・情報提供できる、相談窓口について周知する。

2. 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる相談体制を整備する。

- (1) いじめ等の相談窓口の構成員は、いじめ対策委員会の構成員である、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、支援C o、人権教育担当教員、担任とし、個人面談や家庭訪問等、必要に応じた方法で行うものとする。

新年度当初から相談体制を構築していること、プライバシー保護への配慮について、学校だより等で周知する。

- (2) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるために、心理・福祉の専門家、教員経験者やスクールサポーター等、外部からの専門家を活用する体制も整備する。

第4章 いじめに対する対応

1. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会い、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2. いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

3. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

5. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等によるいじめ事象を認知した場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署等外部機関と連携して対応する。

第5章 その他

本校は小規模校であることから、全教職員が全児童を見守るという姿勢を大切にしていく。いじめに対する認識と校内のきまりについて共通理解を図り、どの子どもも丁寧に指導し、守っていく学校の体制を構築する。